

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
松くい虫被害木調査委託 (庄内海岸) (庄内森林管理署)	155.49	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日

至 令和 8 年 11 月 30 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 なし

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長 松浦 博文（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 8 年 8 月 5 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） （住所） 山形県鶴岡市末広町 2 3 番 3 7 号
（氏名） 分任支出負担行為担当官
庄内 森林管理署長 松浦 博文

受託者（乙） （住所）
（氏名）

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
遊佐	国有林	1122い	2.09	69	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1122ろ	2.03	88	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1122は	0.07	6	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1122に	0.39	4	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1122に1	0.03	4	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123い	0.43	13	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123ろ	5.06	156	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123は	0.43	25	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123に	0.13	12	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123に1	0.33	19	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123に2	0.28	12	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1123ほ	0.18	17	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124い	0.29	14	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ろ	9.00	487	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ろ1	0.15	8	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ろ2	0.10	4	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ろ3	0.25	8	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124は	0.42	58	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124は1	0.50	39	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124に	0.69	8	定間(全標)		精密毎木	

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
遊佐	国有林	1124に1	0.16	13	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ほ	0.11	12	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124へ	0.64	94	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124と	0.45	81	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ち	3.77	150	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ち1	0.32	61	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ち2	0.16	16	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1124ち3	0.15	29	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125い	0.89	94	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125ろ	0.03	4	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125は	0.22	14	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125に	0.36	8	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125ほ	0.22	3	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125へ	0.13	13	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125と	1.76	171	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125ち	0.49	12	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125り	0.28	27	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1125ぬ	2.48	63	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1126い	0.20	4	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1126ろ	1.99	93	定間(全標)		精密毎木	

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
遊佐	国有林	1126ろ1	0.12	7	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1126ろ2	0.13	7	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1126ろ3	0.20	2	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1126は	0.57	12	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1141い	6.50	271	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141い1	2.55	70	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141ろ	26.75	1,832	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141は	0.10	6	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141に	0.21	25	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141ほ	0.07	9	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141へ	0.08	8	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141と	0.08	4	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141ち	0.29	19	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141り	0.07	9	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141ぬ	0.51	60	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141る	7.38	158	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141わ	9.38	561	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141か	1.70	58	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141よ	0.05	5	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141た	1.55	86	定間(簡標)		標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
遊佐	国有林	1141れ	0.10	13	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141そ	0.10	13	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141つ	0.15	18	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141ね	5.86	109	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141な	9.32	340	定間(簡標)		標準地(簡標)	
遊佐	国有林	1141ら	0.10	5	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1141む	0.05	4	定間(簡標)		標準地(襲用)	
遊佐	国有林	1142い	16.19	542	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142ろ	11.38	245	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142は	4.68	94	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142に	3.24	94	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142ほ	5.27	73	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142ほ1	0.15	6	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142へ	2.59	48	定間(全標)		精密毎木	
遊佐	国有林	1142と	0.36	3	定間(全標)		精密毎木	
合計			155.49	6,829				

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第11条により対応する。

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は入山前、下山時にしっかり
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント
では指示に従ってください。



5

イノシシの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。



アフリカ豚熱の初動防疫措置の内容

